

報 告 第 7 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年5月15日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

工事請負契約の変更について

写

処 分 書

専 決 第 3 号

工事請負契約の変更について

新居浜市総合文化施設建設工事請負契約について、工事期間を次のとおり変更する。  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年3月31日

新居浜市長 石川 勝 行

工 事 期 間 平成25年3月22日から平成27年6月30日まで